

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 601

平成23年 2月 7日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

BOPビジネス成功へのカギ
低所得者層の市場創出を急げ

今、途上国の低所得層(BOP)をターゲットにしたBOPビジネスが注目を集めている。新興国がいち早く回復した大きな要素はBOPビジネスにあるからだ。しかし、日本企業はハイエンド(先進国)市場に慣れ親しんできた成功体験から脱皮できないジレンマを抱えている。途上国のミドル市場(中開発国)開拓でさえ試行錯誤の段階で、BOPビジネスの持続可能性に大きな不安を持っている。富士通総研は「日本企業はBOP市場を独立市場とは見ず、3市場を統合させたグローバル市場戦略を展開している」と忠告する。

10年先を見込んだユニクロは2010年、バンラデシュのグラミン銀行とソーシャルビジネスで合意した。これに対し住友化学は、すでにマラリア防止事業などでCSR(企業の社会的責任)の一環として進出している。大部分の製造業がBOPビジネスに出る契機の一つは、国際CSR活動だ。味の素はアジア途上国で3層を一気貫通した統合戦略に改め、階段式に消費者を誘導していく「台車戦略」で成功している。富士通総研は、成功の要因は「収益性よりも後発地域の社会問題解決や生活向上という公益性にある」という。

現地住民の購買力増強と企業の収益向上の市場創出は誰もが望むところ。今、日本企業は成功体験を述懐する老国の時代から、国際的な市場創出への“陣痛期”にあるといえる。

税務会計

非課税となる年間給与収入に注意
所得税は103万円だが住民税は？

妻がパートで働いている場合、パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、妻は所得税がかからず、また夫の控除対象配偶者となることはよく知られているが、意外に知られていないのが住民税の取り扱いだ。

所得税の配偶者控除や扶養控除の適用範囲と住民税が非課税となるボーダーラインは微妙に違う。所得税の控除対象配偶者や扶養親族の範囲は、合計所得金額38万円以下の人。合計所得金額とは、給与収入のみの場合、給与収入から給与所得控除額(最低65万円)を差し引いた額のことをいう。

給与所得控除額は、年間の給与収入が161万9千円未満までは一律65万円なので、38万円+65万円=103万円となり、給与収入が103万円以下であれば配偶者控除や扶養控除が受けられる。当然所得税は0円。問題の住民税は、東京都23区内に住む納税者を前提にみると、自身に控除対象配偶者や扶養親族がいなければ、合計所得金額35万円以下の場合には、住民税が非課税になる制度がある。

つまり、給与所得控除65万円+35万円=100万円が、課税最低限の額となるのである。したがって、年間のパート収入が103万円でも所得税は非課税だったとしても、住民税は課税されてしまうわけだ。103万円でも100万円でも配偶者控除の対象となるが、住民税の非課税のことも意識して、収入の管理をする必要がある。

なお、パート収入が100万円以下であっても、市区町村によっては住民税(均等割)がかかる場合があるので留意したい。

今週のキーワード

BOPビジネス

BOPはbottom of the pyramid(ピラミッドの底)の略。開発途上地域の低所得者層のこと(bottomの表現が差別的としてbase of the pyramid<ピラミッドの基盤>という)。貧困層を巨大消費市場と捉え、ビジネスと社会的課題の解決の両立を図る。世界銀行や政府開発援助機構、NGO等と連携して推進。日本経団連によると、日本企業348社の社会貢献活動費は総額1,533億円。これらの予算や活動は、BOPビジネス開拓と両立する可能性が高いという指摘もある。